

官報

号外 昭和四十三年四月五日

第五十八回 衆議院會議録 第二十一号

昭和四十三年四月五日(金曜日)

議事日程 第十五号

昭和四十三年四月五日

午後二時開議

第一 訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 石炭鉱業經理規制臨時措置法の廃止期限等を変更するための法律案(内閣提出)

第三 沖繩におけるテレビジョン放送に必要な設備の日本放送協会による設置及び無償貸付に関する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

村山喜一君の故議員伊東隆治君に対する追悼演説

沖繩島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる

日本政府代表の設置に関する暫定措置法案

(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

日程第一 訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 石炭鉱業經理規制臨時措置法の廃止期限等を変更するための法律案(内閣提出)

日程第三 沖繩におけるテレビジョン放送に必

要な設備の日本放送協会による設置及び無償貸付に関する法律案(内閣提出)

午後二時二十一分開議

○議長(石井光次郎君) これより會議を開きます。

○議長(石井光次郎君) 御報告いたすことがあります。

議員伊東隆治君は、去る三月二十八日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえませ

ん。同君に対する弔詞は、議長において昨日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔議員起立〕

衆議院は多年意政のために尽力された議員從三位勲一等伊東隆治君の長逝を哀悼しつつしんで弔詞をささげます

故議員伊東隆治君に対する追悼演説

○議長(石井光次郎君) この際、弔意を表すため、村山喜一君から発言を求められております。これを許します。村山喜一君。

〔村山喜一君登壇〕

○村山喜一君 ただいま議長から御報告のありましたとおり、本院議員伊東隆治君は、去る三月二十八日、東大附属病院において逝去されました。まことに痛惜の念にたえません。

ここに、私は、諸君の御同意を得て、議員一同を代表し、つつしんで哀悼のことを申し述べたいと存じます。(拍手)

伊東君は、鹿児島県大島郡龍郷村という鹿児島

市から四百キロの海上に浮かぶ大島本島の小村に明治三十一年七月お生まれになりました。父君は、長年にわたり村長をつとめられた人格、識見ともに高い名望家でありました。そのすぐれた資質を受けられた君は、幼少より俊秀の誉れ高く、小学校を終えるや、単身故郷を立つて鹿児島市の県立二中に進み、第一高等学校を経て、東京帝国大学法学部に学ばれました。

在学中すでに高等文官試験の行政科及び外交科に合格された君は、大正十一年三月卒業とともに直ちに外務省に入り、漢口在勤の領事官補として赴任し、外交官生活の第一歩を踏み出されたのであります。その後、本省の通商局課長、欧米各国の大公使館書記官、漢口総領事、興亜院中支文化局長、大使館参事官等を歴任し、いよいよその大成が期待されているときに、わが国の敗戦に遭遇され、昭和二十一年三月、君は二十有余年にわたる外交官生活に終止符を打たれたのであります。退官直前、米軍の鹿屋基地進駐に際してその衝に当たられた君は、敗戦国の外交官としてたえがたいものを身をもって味わわれました。

時に、君の郷土奄美群島は本土から行政分離され、狭隘な離島内には二十万島民がひしめき、塗炭の苦しみにあえいでいたのであります。一刻も早く本土復帰を実現することこそ、みずからの使命であるとかたく決意した君は、率先して復歸運動に立ち上がったのであります。君のこの呼びかけは、たちまちにして東京、関西、鹿児島をはじめ、全国各地の奄美出身者の共感を呼ぶところとなり、昭和二十二年四月に行なわれた戦後第一回の参議院議員通常選挙に際しては、これらの人々の輿望をになつて全国区より立候補し、みこ

と当選されたのであります。(拍手)

参議院議員として島民の期待を双肩になられた君は、当時禁句となっていた占領政策にも言及し、批判してはばからなかったものであり、君の議員の職を賭しての言動は熱情と勇気にあふれ、聞く者に感動を与えずにはおかなかったものであります。(拍手)

昭和二十五年五月、参議院議員の任期が満了した後は、政界進出の機に恵まれなかったものであります。君は、この不運にも屈することなく、野

にもあつても復帰促進会の副会長として復帰運動の先頭に立つて献身され、その對外折衝に当たつても、長年つちかつた外交手腕を遺憾なく発揮されたのであります。ことに、昭和二十八年春、ルー

ズベルト元米大統領夫人が来日した際には、婦人から婦人へとの考え方から、奄美の婦人代表二人を帯同した君は、面会至難の環境のもとで、旅行中の夫人と車中で会うことに成功されました。この

とき、伊東君たちから深い感銘を受けた夫人は、帰米後、朝野を駆け回つて、早期復帰実現の機運をつくられたとのことでありまして、民間外交に君のあげた成果はまことに大きなものがあります。(拍手)

かくて、昭和二十八年十二月、奄美群島の本土復帰が実現し、二十万島民の悲願がここによりやく実を結んだのであります。この間に処して燃ゆるがごとき情熱を傾け、復帰運動に挺身してやまなかつた君の功績は、永遠に不滅のものとして

ましよう。(拍手)私も、昭和二十八年十二月二十五日、復帰の喜びにわき立つ奄美の土を初めて踏んだのであります。ありし日を振り返り、感無量なるものを覚える次第であります。(拍手)

本土への復帰がかなつたといへば、奄美群島の現状はあまりにも荒廢しておりました。君は、新たな決意のもとに、これが復興のため、再び情熱を燃やして、粉骨砕身、邁進することを誓われたのであります。

昭和二十九年、奄美群島復興特別措置法が施行され、奄美復興がその緒にいたのであります。が、この法制定にあつても野における君の尽力はまことに顕著なものであります。

昭和三十年二月、第二十七回衆議院議員総選挙に際し、君は鹿児島県奄美群島区から立候補して当選し、本院に初めて議席を得られました。本院

議員としての君は、国政の審議に真摯かつ熱心な態度をもつて当たられ、その活躍も多方面にわたりました。しかしながら、奄美群島を代表する唯一の議員として、郷土の特殊性を国政の上に反映させることが君に課せられた大きな問題であり、君もまた住みよい、暮らしやすい島をつくることを念

願して、献身的な努力を傾けられたのであります。すなわち、地方行政委員会の委員として、第二十八回国会には、奄美群島復興特別措置法の第二

次五カ年計画の樹立に、また第四十六回国会には、さきの復興十カ年計画を補完すべき奄美群島

振興特別措置法の成立に努力され、奄美の産業、文化の復興と振興に、また公共施設の整備充実に大いに貢献されたのであります。また奄美最大の砂糖産業が、砂糖の自由化により危機にさらされた際、君は農林水産委員会において甘味資源特別措置法の早期成立につとめられたのであります。

これによつて国内糖は危機から救われると同時に、西南暖地の生産を飛躍的に伸長せしめる原動力となつたのであります。さらにまた、奄美信用保証協会を設立して金融の流通をはかるなど、奄美の問題に取り組んで終始奮闘された君の活躍は、高く評価されるべきものと存じます。(拍手)

私は今日まで七たび奄美大島を訪れましたが、そのつど面目を一新していく姿をまのあたりに見て、伊東君の苦心經營に思いをいたし、敬服の念を禁じ得なかつたものであります。(拍手)

君は、また、奄美と沖縄とが古来密接な関係にあることから、かねて沖縄の復帰が一日も早く実現することを願つておられたのであります。最近には、沖繩及び北方問題等に関する特別委員会の委員として、みずからの体験を生かして活躍すべくファイトを燃やしておられました。なお、離島振興対策審議会委員として、離島の文化、衛生、経済等の改善充実に、また台風常襲地帯対策審議会委員として、その対策樹立に豊かな経験と知識を傾け、貴重な役割りを果たされました。

君の御活躍はこれにとどまらず、かつて芦田内閣において、外務大臣を兼任していた芦田均氏を

外務政務次官として助け、戦後の多難な問題の解決に尽瘁されたのをはじめ、その後経済企画政務次官あるいは自治政務次官の重任につかれ、その力量を遺憾なく発揮されたのであります。

かくて、伊東君は、本院議員に当選すること三回、また参議院議員に当選すること一回、国会議員として在職十年九カ月に及び、その間、国政に残された功績は、まことに偉大なものがあります。(拍手)

思うに、伊東君は、謹厳寡黙なお人柄で、またまれに見る努力家でありました。一見近寄りがない印象を受けるのであります。一たび君に接するや、南国人特有の情熱と明るさに、だれしも魅せられずにはおられなかつたのであります。

「誠実に生きたい」、これは君が口癖のように言つていたことばですが、君には何の邪心もなく、みずからを信じ、また人を信じ、人の立場を尊重するという方でありました。しかしながら、一たびみずからきめたことは、どんな障害をも乗り越えてこれをやり遂げるといふ旺盛な精神の持ち主でありました。君は過去幾たびか選挙戦に苦

杯を喫しながら、挫折することなく、むしろ常にうい陣のごとき気概をもつて選挙戦に臨まれたのであります。私は、去る四十一年暮れ、解散を前にしたある日、院内の医務室で偶然に伊東君とお会いしたことを思い出します。その際、君は、政治に対する国民の不信の声が高まっていることに深い危惧の念を示し、清廉であるべき選挙を毒

に深い危惧の念を示し、清廉であるべき選挙を毒

する人たちに對する心からの憤りを率直に表明されました。私は、伊東君の政治に對する、また選挙に對するなみなみな決意のほどを知り、深い感銘を覚えたのであります。

最後まで君の念頭を去らなかつたのは、郷土奄美のことであつたこととあります。近時青年男女がおしなべて都会に職を求めて故郷を去る現状を見て、君は心から憂慮し、産業開発を急ぐとともに、文化の光を島のすみずみにまでさし返ませようと念願しておられました。そのためには奄美群島振興特別措置法をさらに五カ年はが非でも延長させなくてはならないと、病を押して日夜東西奔走されておつたのであります。「奄美をよろしく頼む。」これは病のため口をきくことができぬ君が、奥さまの手に指で書きつづられたことばでございます。そして君は静かに六十九年の生涯を閉じていかれました。まことに痛恨限りないものを覚える次第でございます。(拍手)

小笠原諸島の本土復帰も目前に迫り、沖縄の返還問題も現実の政治の日程にのぼつてくるこのときにあたり、奄美の復帰と振興に半生をささげられた清藤達謙の士を失いましたことは、本院にとつても、国家にとつても、大きな損失であると申さなければなりません。(拍手)

ここに、つつしんで伊東君の生前の功績をたたえ、その人となりをしのび、心から御冥福をお祈りいたしましたして、追悼のことばをいたします。(拍手)

昭和四十三年四月五日 衆議院会議録第二十一号

沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置

法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(石井光次郎君) 内閣提出、沖縄島那覇に

駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法案について、趣旨の説明を求めます。國務大臣田中龍夫君。

〔國務大臣田中龍夫君登壇〕

○國務大臣(田中龍夫君) 沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、沖縄の復帰に備え、本土との一体化を進めるとともに、沖縄の住民の福祉を増進するため、琉球諸島高等弁務官に對して助言し及び勧告することを目的として、このたび那覇に設けられることとなりました諮問委員会の委員となる日本国政府代表を総理府に置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定めようとするものであります。

以下、この法律案の概要につきまして申し述べます。

すでに御承知のように、昨年十一月に行なわれた佐藤内閣総理大臣とジョンソン米大統領との会談において、日米両国政府が、沖縄の施政権を日本に返還するとの方針のもとに、沖縄の地位について共同かつ継続的な検討を行なうことに合意を見、さらに沖縄の施政権がわが国に返還される

ときに起こる摩擦を最小限にし、沖縄の住民とその制度の日本本土との一体化を進め、沖縄住民の経済的社会的福祉を増進するための措置を講ずることとし、このために、琉球諸島高等弁務官に對する諮問委員会を那覇に設置することにつきまして意見の一致を見たのであります。さらに、この諮問委員会の組織及び任務につきましては、過般アメリカ側と公文により合意いたしましたのであります。この諮問委員会は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球政府をそれぞれ代表する三名の委員で構成され、沖縄の社会経済構造の本土との一体化を進めるとともに、沖縄住民の福祉を増進するために、高等弁務官の権限内にある経済的及び社会的事項並びに関連事項について高等弁務官に對し、助言し、及び勧告する任務を有する常設の機関として設置されることとなつたのであります。

このほか、諮問委員会は、沖縄の経済的及び社会的発展の状況を検討し、高等弁務官に對し、沖縄の長期経済計画に関する勧告を行ない、また、高等弁務官は、諮問委員会の作業状況を日米協議委員会に通報することとなつております。

政府といたしましては、この諮問委員会の積極的な活動によって、本土との一体化がより一そう促進せられることを期待するものであります。諮問委員会の委員となる日本国政府代表が十分な活動と円滑な職務執行ができるようこの法律を制定し、その任務、任免、服務規律等を明確にすることといたしたのであります。政府代表の職は、当

諮問委員会の性格及び任務等を考慮いたしまして、総理府に置くこととするとともに、政府代表の任務が国際的機関たる諮問委員会において渉外的事務をあわせ行なうこととなりますために、内閣総理大臣と外務大臣との共管によって関連事務を処理することといたしております。また、任免は内閣が行ない、服務規律につきましては国家公務員法の規定の一部を準用し、給与等につきましては外務公務員の大使の例に準じて取り扱うことといたしております。

以上が、沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法案の趣旨でございます。(拍手)

沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○議長(石井光次郎君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。中谷鉄也君。

〔中谷鉄也君登壇〕

○中谷鉄也君 ただいま趣旨説明のありました本法案に對し、私は、日本社会党を代表して、総理並びに関係閣僚に質問しようとするものであります。

まず第一は、政府の沖縄問題に對する基本的態度についてであります。

沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法案の趣旨説明に對する中谷鉄也君の質疑

昨年十一月、佐藤・ジョンソン共同声明は、中国の核脅威をことさらに強調し、米国の軍事介入、なかんずく北爆をさへも支持し、最大の国民的課題であった沖繩の祖国復帰については、単に、両年内合意に達したいとの一方的な主張にとどまり、返還はもとより、その返還のめどさえ取りつけることができなかったものであります。その無能と不手ぎわをとりつくろい、全国民の沖繩祖国復帰の熱望をはぐらかすために設置しようとしたのが、この日米琉諮問委員会であります。(拍手)それは有害無益の政治的な落とし子であります。しかしながら、いまや、ベトナム和平会談開始を迎えて、アジアの情勢が大きく転換し、アメリカの軍事介入政策は破綻を来たしているのであります。(拍手)ベトナムへの軍事介入と北爆支持を表明した昨年十一月の佐藤・ジョンソン共同声明はその実質的基礎をすでに失っております。この共同声明の落とし子である諮問委員会に、いまだ日本代表を送ろうという話は、たとえていえば、夜が明けてから幽霊を出そうという話であります。

総理は、このようなアジア情勢の大転機に直面して、日米琉諮問委員会の設置よりも、沖繩の即時祖国復帰実現について、直ちに対米交渉を行なうことを真剣に検討すべきだと考へるのであるが、この点について総理の所信をまず第一にお伺いしたいのであります。(拍手)

次に、日米琉諮問委員会の本質及び性格についてお尋ねをいたします。

日本政府代表が、米国政府の現役職業軍人にするに、一高等弁務官の隷下に参加することに、私は日本人として、民族的抵抗を感ぜざるを得ません。(拍手)このような諮問委員会が、はたして、沖繩の本土復帰、及びこれに關連する国民的課題の解決をはかることができるのでありましようか。この諮問委員会の本質は、米国軍人の隷下にあつて、米国の沖繩統治に協力する機関以外の何もでもないかと考へるのであります。総理は、このような機関に對して何を期待しているのですか。答弁を求めたいと思ひます。(拍手)

四十年八月、沖繩を訪問された総理は、「沖繩の祖国復帰なくしては、戦後は終わらない。」と強調されたのであります。その後における沖繩の現状は、ベトナム戦争の激化に伴い、その前進基地としてますます軍事的な支配が強化されてまいりました。すなわち、すでに沖繩本島の約一三％に及ぶ軍事基地は、さらに新規接収によって拡張され、基地の拡充工事は戦後最大の規模となつており、空からは米軍機の投下物が落下し、地下からは基地の廃油やガソリンが、水田、井戸、水源地に流出し、また米兵による殺人等の凶悪犯罪が頻発しているのであります。

このような事態の中で、土地接収や基地公害に對する補償についての司法的救済はほとんどなきにひとしい状態であり、また、米軍人、軍属の犯罪については、裁判権はもちろん、逮捕権すら琉球政府には与えられておりません。日本弁護士連合会の沖繩調査団は、沖繩におけるあらゆる人権侵害の解決は、日本国憲法下に復帰する以外に根本的解決はあり得ないと、この状態を強く指摘しております。(拍手)政府は、いままでのような措置をとってきたのか。十分な対策を行なつてきたと考へているのか。人権問題を日米協議委員会に供した事実があるのか。今日までこのような問題を放置してきた佐藤内閣の政治姿勢の中で、はたして諮問委員会は、これらの諸問題の解決ができればと考へているのか。総理の明確な答弁を要求するものであります。(拍手)

また、いわゆる自治権の拡大はきわめて不十分であり、一片の大統領行政命令のもとに、高等弁務官が、司法、立法、行政の三権を統括する機能を有していることは、世界にその例を見ないのであります。しかも、行政命令第十一節の非常大権によれば、公選された行政主席をはじめ、琉球政府の公務員のみならず、市町村の吏員に至るまで罷免できるという生殺予奪の権も依然として弁務官が掌握しているのであります。また、十一月には主席公選が実施されることになりましたが、その主席の権限は何ら変わらないのであります。渡航制限の事例もあとを絶たず、日本政府は、同胞である沖繩県民に對して、形式的な旅券の発給権しか与えられておらないのであります。

このように、軍事基地維持のために、沖繩百万県民の人権侵害を許している行政命令の改正や渡航問題などは、この諮問委員会の権限事項とはなり得ないではありませんか。このような基本的な問題の解決すらできないようでは、真の本土との一体化など、とうていできるものではないかと考へるが、総理の所信を伺いたいののであります。

第三に、日米琉諮問委員会をめぐる具体的な諸問題について、質問したいと思います。

まず、この諮問委員会の権限事項については、日米協議委員会が十分解決することができるとは、かわらず、さらに、それよりも権限を持たない軍なる諮問の委員会を設けることは、屋上屋を重ねる以外の何ものでもありません。また、その構成について見ると、米国政府代表は、ベトナム軍事介入を遂行してきたジョンソン政権によって任命された出先の一人であり、沖繩代表に至つては、みづから沖繩の帝王と稱している米国の陸軍將校にすぎない高等弁務官が承認した行政主席に、指名された代表であり、いずれも一億国民と百万沖繩県民の意向を反映し、これを代表するものとはなり得ないと断ぜざるを得ません。はたせるかな、日本政府任命にかかる高瀬代表は、「次期主席公選で与党側は勝ち抜かなければならぬ。」など、きわめて政治的な発言をしているのであります。この発言は、公務員の服務規律に反するだけでなく、さらに重要なことは、沖繩県民の心情をはなはだしく傷つけるものであると考へるのであります。これについて総理はどう考へる

か、答弁を求める次第であります。

また、この諮問委員会は、勧告事項については、各委員の意見の一致を必要とされており、このことは、実質的に各委員が拒否権を持つこととなり、いろいろな提案をしたとしても、米代表に拒否権がある限り、諮問事項の結論さえ、アメリカ側の同意なしには得ることができず、極言すれば、やれるのは、デモを弾圧する警察力の強化など、悪法だけの一体化に終わるのではないかと危惧するものであります。さらに、たとえ勧告が行なわれたとしても、その高等弁務官の勧告の尊重、また実施の義務はどうなっているのか、これらの点について、総理及び外務大臣の所見をお伺いしたいのであります。

日米会談の直後、政府は、ことさらにその共同声明の成果を強調するため、日米琉諮問委員会は高度の政治的判断を下し得る機関であり、国政参加や主席公選の政治的問題も取り上げるかのような発言もしてきたのであります。その後の交換公文等によれば、その権限はますます縮小されていると考へざるを得ないが、当初の構想と著しく変更した理由は何か、お伺いをいたしたい。

この際、再度確認をいたしたいことは、この諮問委員会は、はたして沖繩県民が最も期待している国政参加という政治問題について、ほんとうに取り上げることができるのかどうか、総理及び外務大臣の明確な答弁をお願いしたいのであります。

最後に、米国も、去る四月一日のジョンソン声明により、北爆を縮小することを決定したのであります。沖繩におけるB52は、なお依然としてベトナムへの発進が行なわれておると伝えられております。これが事実とするならば、事は重大であります。アジア情勢が平和に向かつて一歩踏み出そうとしておるこの重大なときに、いまこそB52の撤去を要求し、百万沖繩県民の不安の解消とアジアの平和回復にあらゆる努力を払うべきであります。いま政府がその撤去を実現できないという政治姿勢のもとでは、この諮問委員会などにおいて、平和と復帰について一歩の前進も期待できないと思つております。あらためて、B52の撤去について総理の決意を承りたい。

さらに、米国人である元駐日大使のライシャワー教授でさえ、いま日米関係で最も重要なものは、第一にベトナム戦争に対する日本国民の嫌悪であり、第二に、沖繩に対するアメリカの半植民地支配であり、今日なお百万沖繩県民がアメリカの支配下にあることは、きわめて好ましくないと言い切っておるのであります。いまや、米国のアジアにおける軍事並びに外交政策は、根本的再検討段階に入っているのであります。アメリカの軍事介入政策は歴史に残る誤りであります。佐藤内閣のジョンソン追従も大なる誤りであります。その上に、有害無益な諮問委員会をつくることは一そりの誤りであります。古人は、「あやまちを改むるにははかることなかれ」と教えております。

す。総理、いまからでもおそくはありません。有害無益な諮問委員会設置などということは直ちにやめて、沖繩の無条件祖国復帰のため、えりを正し、姿勢を改めて直進していただきたい。あなたの選ぶ道は、一億国民の悲願にこたえてアジアの真の平和に寄与するのか、それとも同胞百万を見殺しにしてアメリカの軍事政策に依然として盲従するのか、二つに一つである。総理の明快な答弁を要求して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(佐藤栄作君)〕

中谷君にお答えいたします。

沖繩問題と取り組んでおる基本態度、これは私しばしば申し上げましたように、もうそこには何ら重ねて申し上げるものもないように思いますが、私が昨年ワシントンを訪問いたしました。そして、その際に、今後両国政府は沖繩返還について継続的に協議を遂げる、こういふことを実は申し上げました。したがって、もうこの問題について多くを申し上げません。その際に、ただ、いま直ちに返還ができるわけではなく、本土と沖繩との間には、制度上におきまして、その他の面においても、相当の格差がある。今日から、祖国復帰が実現するときに備えて本土との一体化をはかり、これがいわゆる日米琉諮問委員会でございます。したがって、ただいま申し上げるように、日米琉諮問委員会は、本土との一体化をはかるための諮問委員会でありま

す。いま御指摘になりましたような本土復帰、それをやらないうで、ごまかしにこの制度を設けた、かようなものではございません。どうかはつきりこの諮問委員会の性格を御理解いただきたいと思ひます。

そこで、ライシャワーその他の言まで引用されて、この際に、情勢も変わったのだから、直ちに諮問委員会というふうなものを開かないで、端的に祖国復帰の交渉をしる、かように言われますが、私はいままでの方針をただいま変えるつもりはございません。

三月三十一日におけるジョンソン大統領の演説、これは国際的な大きな波紋を投げかけておりますが、それによって全部和平になったというものではございません。北ベトナムもこれに弾力的な態度を示している。私どもはこれをたいへん歓迎いたしております。このきつかけをせひともも育てて、そうしてベトナムに平和が招来するようになりたい、こういうことで各界にも注意を促しているわけでありませう。しかし、今日のこの段階で、三十一日に演説が行なわれ、そうして北ベトナムがようやくそれを受けとめた、その形において、今後の成り行きを即断するわけにはいきませぬ。まだまだ私、山あり谷あり、こういうものだと思います。したがって、この沖繩の問題につきましても、そういうことを考えて交渉を持たなければならぬ、かように私は思ひます。そこで、ただいまも御指摘になりましたが、日

昭和四十三年四月五日 衆議院会議録第二十一号

沖繩島事務に在する閣内委員会の委員となる日本国政府代表の設置に關する暫定措置法案の趣旨説明に對する折小野良一君の質問
沖繩島事務に在する閣内委員会の委員となる日本国政府代表の設置に關する暫定措置法案の趣旨説明に對する折小野良一君の質問
沖繩島事務に在する閣内委員会の委員となる日本国政府代表の設置に關する暫定措置法案の趣旨説明に對する折小野良一君の質問

米琉諮問委員会というものは、これは日本の代表が一職業軍人の下になるのではないか、かようなことが国家としてたえられるかというお話であります。私はこの機会に申し上げておきますが、施政権がアメリカにありまして、日本の代表が沖繩に常駐するようになったということ、これはたいへんな進歩であります。しかも、この常駐する日本の代表は、身分上も、職務上も、高等弁務官の指揮監督を受けるものではありません。したがって、これはただいま御指摘になりましたような一職業軍人の指揮に入る、こういふような民族的屈辱、こういふようなことには当たらないということをはっきり申し上げておきます。

また日米琉諮問委員会は、先ほど申しましたように、返還の際の摩擦を最小限度にとどめる、そのために制度の一体化をはかっていく、経済的、社会的福祉の増進をはかる、こういふものであります。いわゆる日米の相互信頼関係の上に立つて、そうしてこの問題を進めていくわけでありまして、そこで、先ほど来御指摘になりました人権問題、それについてどういふような扱い方をしたか。すでに昨年の八月、塚原前総務長官が沖繩に参りました際、また本年の一月田中総務長官が沖繩に参りました際、直接アンガー高等弁務官と折衝してあります。人権侵害の問題は、日本政府といたしまして重大なる関心事であります。したがって、この問題を真剣にアンガー弁務官と交渉してある、この事実を申し上げておきます。

さらにまた、自治権の拡大については、今回の主席公選によりまして、これははっきり一步拡大される、かように私は確信しております。裁判権あるいは渡航問題等々につきましてはいろいろお話がありました。こういふような点がたまたま沖繩と本土との間にある障壁であります。これらの点も、今後とも一体化をはかっていくという努力がなければなりません。日米琉諮問委員会が全部の問題を取り上げる、かように私も理解しておりません。しかし、日本政府として、これらの問題と真剣に取り組んで、継続的な交渉でそれぞれ実をあげていくようにしなければならぬ、かように思っております。

さらにまた、高瀬発言というものにお触れになりました。いわゆる高瀬発言というものは私もいろいろ伺ってみました。これはどうも高瀬君の発言ではなかったやうであります。出席者の他の発言であつたやうであります。これは事実上反するので、さういふに御了承いただきます。B52の問題は、私、ただいまの状況のもとにおきまして、もう国際緊張が非常に緩和された、ただかような状況ではないように思いますので、時期が来れば必ずこの問題は再検討されるものだから、かように思います。そうして、すでに申し上げておきますように、アメリカ自身もB52を常駐させたいことは申ししております。したがって、国際緊張が緩和されればこれが再検討されること、これははっきりいたしております。

また、その他の点については、外務大臣からお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇〕

○国務大臣(三木武夫君) 中谷君の質問に總理大臣がほとんどお答えになりましたが、残つておる点を私からお答えをいたします。

中谷君は、諮問委員会が三政府代表の合意でなければ問題が処理されないということでは、ほとんど実効が薄いのではないかと、かような御質問であつたと思ひますが、とにかく三政府代表がそこで決められたことは、やはり実行が確保されなければなりませんから、意見がばらばらに違つたやうな場合においては、なかなか実行が確保できないのであります。したがって、諮問委員会は日米琉三政府の代表の意見が一致するということ、やはり実行を確保する上において必要でありますので、さういふ手続をとることは当然と思ひます。この三政府の代表によつて決められたことは、当然にアンガー高等弁務官としても実行の道義的大きな責任を持つことは当然のことと考へるものでござります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 折小野良一君。

〔折小野良一君登壇〕

○折小野良一君 私、民社党を代表いたしましたし、ただいま趣旨説明のありました法案に關連いたしまして、二、三の問題について質問を申し上げます。

去る三月三十一日のジョンソン大統領の演説を契機といたしまして、ベトナム情勢に大きな転機が訪れることになりました。これにこたえた北ベトナムの柔軟な態度は、極東の平和について明るい希望の灯を点すものであります。これを裏切るある成果に結びつけるためには、今後なお多くの困難があり、努力が必要であると思われまふ。このやうな情勢のもとで、わが国がみずからの問題として考えなければならぬことは、沖繩の問題でございます。沖繩は戦後二十有餘年に、米軍の支配下に戦後の苦しみを続けてまいつております。ベトナム情勢が好転し、極東に平和がよみがえるであらうという希望は、沖繩の人々にとりまして、やがて沖繩が祖国に復帰し、沖繩の戦後が終るであらうという期待につながるのことは当然なことと考へます。このやうな期待にわいております沖繩の人々にとりまして、昨日の總理の御答弁、沖繩の返還についての基地の取り扱いについては、いまだ白紙である、このやうな御答弁はまことに冷たいものに響いたことと考へます。(拍手)

ジョンソン大統領がアメリカの威信をかけて戦つてきたベトナム戦争につきまして、百八十度の政策転換を行なうというその決意に對して、そしてこれに基づいて極東の新しい情勢に對して、わが国はわが国なりの立場において、重大な決意を要すると思ふのであります。特に沖繩

の問題は、極東の情勢と最も緊密な関係のある問題でございます。その新しい情勢に対して新たな決意をもって、前向きに取り組むという積極的な姿勢がなければならぬと思うのでございますが、総理の所信をお伺いいたしておきたいと思ひます。

なお、当面の問題といたしまして、常駐化いたしておきますB52の撤去の問題がござります。ただいま中谷君の御質問もござりましたが、朝鮮の緊張を理由といたしまして、沖縄に配置されたB52は、現地沖縄住民の大きな不安となっているのでござります。極東の平和と安全についての客観的情勢の重大な変化を見た今日、当然これは撤去されるべきものでございましょう。また、政府は直ちにこれを米軍に対して要求すべきでござります。

去る予算委員会におきまして、私の質問に対して三木外務大臣は、いまだ客観的情勢が熱してない、このような御答弁をされたのでござります。今日の新しい情勢のものにおける外務大臣の御見解をお伺いいたしたいと思います。(拍手)

さて、このたび、昨年十一月の佐藤・ジョンソン会談の共同コミュニケに基づきまして設置された日米琉諮問委員会についてお伺いいたします。

第一は、去る三月一日に発足し、これから実質的な活動に入ろうとする諮問委員会は、当然に新しい極東の情勢を背景にし、これに出席する政府代表は、今後の新しい情勢のもとにおける政府の沖縄政策についての決意を反映して出席すべきであると思ひますが、これに対する政府

の指導方針をお伺いいたしたいと思います。

第二は、諮問委員会の協議の対象についてでございます。去る一月十九日に、日米間で取りかわされました諮問委員会に関する交換公文におきましては、委員会の協議対象を「経済的、社会的事項並びに関連事項」といたしまして、「関連事項」という四文字を挿入することによって、沖縄と本土との一体化を目ざす諮問委員会の協議対象が限定されるのを防ぐ、こういふふうに伝えられておるのでござります。また、このことは、三月一日に開かれました諮問委員会の発会式におきまして日本側高瀬代表の発言、「委員会ができるだけ広い範囲の問題を取り上げる」、こういふ提案からもうかがえるのでござります。

しかるに、アンガー高等弁務官は、諮問委員会の任務と運営に関する六項目の指示の中におきまして、「委員会の取り扱う問題は、経済開発、教育、保健・福祉の三分野」と、このように限定をいたしました。「弁務官の権限を越える事項と政治に関連する事項は含まない」という、わが国の主張を一蹴するような指示を出しているのであります。このことは、さきに発表されました交換公文にも違反するものでござります。政府は、アメリカ側あるいは高等弁務官に対して、その指示の再検討を要求し、その是正を求むべきであらうと思ひますが、この点についての外務大臣あるいは総務長官の見解を求めたいと思ひます。

第三は、今後検討されるべき具体的な問題について

てありますが、沖縄と本土との一体化を促進するためには、まず行政機構の合理化とその機能の充実をはかることが、何よりも大切でござります。幸い、この十一月には、政府主席の公選が決定いたしております。これを機会に、住民自治の意識を高め、自治機能の拡充をはかり、一体化促進の基盤を固めるべきであると思ひます。

現在、沖縄における各行政の水準は、本土と比較いたしましたとき、きわめてその格差が大きいのであります。最近、住民の生活水準も向上し、援助もまた増加したとは申しながら、その規模は、おむね本土の五〇％にすぎないのであります。しかも、住民の税負担はきわめて高く、月収四万五千円の給与所得者の場合、本土におきましては税負担が約六千三百円であるのに対して、沖縄におきましては二万五千二百円、実に四倍の負担をしいられているのでござります。したがって、このような過酷な負担と低い行政水準を解消するためには、何をいっても援助の増額をはかることではなればなりません。将来、当然にわが国の自治体として運営されなければならない地域でござりますから、この際、早急に、本土の地方交付税法に基づく相当の額の援助を行ない、行政水準の向上をはかることが先決でありましょう。政府は、このような用意をもつて、具体的に一体化の促進をはかるべきであると思ひますが、総務長官のこれに対する御見解をお伺いいたしたいと思います。

第四は、沖縄と本土との間に、経済的、社会的に、きわめて大きな格差が存在しておりますことは、申し上げるまでもないところでござります。近く、実質審議に入ることが予想されております諮問委員会の議題といたしまして、長期経済計画があげられておるのでござりますが、沖縄と本土との一体化を考へる場合、実質的な問題として、この点は最も大切な問題でござります。

現在、沖縄の一人当たり国民所得は本土の約六〇％しかも、高い物価と税負担を考へますならば、沖縄における生活水準の低さが想像できるのでござります。しかも、沖縄経済は、いわゆる基地経済にその半ばをおおさつておるのでござります。一九六六会計年度における米国の琉球経済への「寄与」と題する民政府発表の資料によりますと、直接の基地収入が一億四千三百六十万ドル、県民総所得四億三千五百五十万ドルの約三分の一、これにアメリカ政府及び個人の援助、投融資を加えますと、二億二千九十万ドルに達します。県民総所得の半ばを上回るのでござります。基地がなくなれば、直ちに職を失うという三万七千人の米軍雇用労働者の問題を含めて、基地経済に依存している沖縄経済の開発とその自立化こそは、今後の一体化政策の中で政府が最も力を入れなければならない点であります。政府のこの問題に対する心がまえのほどをお伺いいたしたいと思います。(拍手)

最後に、ジョンソン大統領は、北爆停止声明と

ともに、次期大統領選挙不出馬の声明を行なったのでございます。したがって、この秋には、いずれにせよ、新しい大統領が誕生することになります。ベトナム情勢も新しい段階を迎えているのでございましょう。極東の平和と安全についても、新しい客観情勢が生まれてはいるはずであります。

そこで、佐藤総理は、新しい情勢のもとにおける沖縄返還の問題について、新しいアメリカ大統領と会談をする用意はございせんか。両三年内に返還の時期についてのめどをつける、こういふようなことになしに、本土並み基地による具体的な返還の時期を明確にするための再交渉に臨まれる御意思がおりますかどうか、お伺いをいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕
○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 折小野君にお答えいたします。

私は、沖縄問題の祖国復帰について、私の基本的な考え方を申して、その他の点については、所管それぞれの大臣からお答えすることにいたしましたと思います。

御承知のように、三月三十一日にジョンソン大統領が演説をして、そうしてベトナムにおける新しい方針を明確にいたしました。しかし、これは、ただいま折小野君が御指摘になりましたように、これだけで問題が解決したわけではありませぬ。ただいま言われるごとく、この平和への芽をりっぱに育てて、そうして実りあるものになさなければならぬ、その点では私も同感であります。

ただいま申し上げるようなことを背景にいたしまして、ぜひとも私どもに都合のいいような発展をするように心から願っておりますので、そのような方向で取り組めるもの、かように私は思っています。私、昨年の十一月にワシントンに参りまして、ジョンソン大統領と話をし、共同コミュニケで一通りの方向はきまりましたが、しかし、新しい事態に立って、さらにこれと真剣に取り組むというのが政府の本来の姿勢であります。ただいま必要なことは、沖縄の祖国復帰、たびたび私が口にしておりますように、一日も早く実現するように努力をささげなければならぬこと、これは政府に課せられた重大なる課題、使命である、かように私は考えております。したがって、今後ともこの情勢の推移に対応いたしまして、そうして基本的な態度を変えることなくアメリカと交渉を持つこと、これが私の考えであります。

そこで、ジョンソン大統領は次期大統領として立候補しない、こういうことを声明いたしました。したがって、新しい大統領ができるのであります。いかなる場所にも出かける決意でございます。(拍手)この点は、はつきり申し上げますように、十二分にアメリカと意思の疎通をはかって、そうして祖国復帰を実現したい、かような念願でござい

す。(拍手)
〔国務大臣三木武夫君登壇〕

○国務大臣(三木武夫君) B52が沖縄に移駐したに對しては、極東情勢の緊迫ということが理由になつておつたわけでございます。また当時、極東情勢は相当緊張しておつたことは事実でございます。しかし、アメリカとしては、むしろ沖縄に對しては施政権を持つておるわけでありまして、基地の自由使用は可能なのであります。しかし、B52に對しては恒久の基地にする意思はない、こう言つてきておるわけでありまして、最近ベトナム戦争に對して、アメリカとハノイとの間に直接話し合ひに入るといふ極東情勢平静化への可能性といふものも生まれてきておるわけでありまして、この極東情勢の変化とも相まって、B52の問題も解決するものと期待するものでございます。

また、諮問委員会について、諮問委員会が政治問題などに對して、これが議題として話し合ふことができないといふことは、諮問委員会の権限といふものが非常に狭いものではないかといふお話でございます。日米琉の諮問委員会は、これは総理と大統領の共同声明によつて生まれたものでありまして、沖縄と本土との一体化に伴う社会・経済上の障害を除去しようといふ目的でつくられた。したがって、この諮問委員会が政治問題を直接に取り扱うといふ性質のものではないし、もしそういうことであれば、これは外交機関でやるほうが適當だ。ただ、しかし諮問委員会が社会・経

済の障害除去といふことばかりでなく、これに関連する事項ということになっておりますから、やはり今後は、あまりその諮問委員会の権限を狭くしないで、これは関連する事項という中には、解釈すればいろいろな問題があるわけですから、弾力性を持った運営をしていくようにしたいと考えております。

また、高等弁務官の権限以外のことがこの諮問委員会ではできないといふことですが、これは當然のことでしょう。高等弁務官の権限以外のこととは、これまた外交機関を通じて話し合ひをすることが適當だと思つてから、今後の運用を通じてできるだけ弾力的な運用をいたしまして、この諮問委員会に意義をあらしめたいと願つておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣田中龍夫君登壇〕
○国務大臣(田中龍夫君) お答えいたします。

諮問委員会の権限の問題は、ただいま外務大臣からのお述べになりましたので、あえて蛇足を加える必要はございませんが、ただ、高等弁務官のもとにある諮問委員会ではなく、高等弁務官に對して意見を述べ、勧告をすることのできる代表機関でございますので、その点を特に申し添えておきたいと存じます。

第二の問題の、沖縄の現在の状態が日本の相当県と比較いたしまして非常に低い、これを救済いたしまするために、地方交付税法に基づくこれを適用してはどうかといふ御意見でございますが、ただいまの施政権下におきまして、直ちに地方交

済の障害除去といふことばかりでなく、これに関連する事項ということになっておりますから、やはり今後は、あまりその諮問委員会の権限を狭くしないで、これは関連する事項という中には、解釈すればいろいろな問題があるわけですから、弾力性を持った運営をしていくようにしたいと考えております。

また、高等弁務官の権限以外のことがこの諮問委員会ではできないといふことですが、これは當然のことでしょう。高等弁務官の権限以外のこととは、これまた外交機関を通じて話し合ひをすることが適當だと思つてから、今後の運用を通じてできるだけ弾力的な運用をいたしまして、この諮問委員会に意義をあらしめたいと願つておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣田中龍夫君登壇〕
○国務大臣(田中龍夫君) お答えいたします。

諮問委員会の権限の問題は、ただいま外務大臣からのお述べになりましたので、あえて蛇足を加える必要はございませんが、ただ、高等弁務官のもとにある諮問委員会ではなく、高等弁務官に對して意見を述べ、勧告をすることのできる代表機関でございますので、その点を特に申し添えておきたいと存じます。

第二の問題の、沖縄の現在の状態が日本の相当県と比較いたしまして非常に低い、これを救済いたしまするために、地方交付税法に基づくこれを適用してはどうかといふ御意見でございますが、ただいまの施政権下におきまして、直ちに地方交

付税法の適用はできないことは当然でございます。しかしながら、日本政府の援助、特に御案内のごとくに、一般会計におきましても、町村に對しまして今回は十億にのほりまする援助をいたしております。あるいはまた、長期資金等に對しまして百五十三億の中の二十八億という資金を投下いたしておりますので、これらのいわゆる相当員並みに一日もすみやかに向上してもらいますように鋭意努力を惜しまないものでございませぬ。なお、これは、日米琉諮問委員会を通しまして、この一体化の施策の中においてあらわれたいものであると存じます。

第三の基地経済を離れて、ここにあくまでも長期的な展望のもとに経済の建設計画をなさなくてはならないという御高見に對しましては、全く同感でございます。なお、民政府におきましては、日本経済センターに調査を委託いたしました。長期経済の検討をいたしておりますし、また日本、沖繩両財界によつてできております懇談会におきましても、振興計画を立てておりますし、また諮問委員会におきましても、長期的な計画のすみやかな樹立を日本政府に期待いたしておるような状態でございます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 伊藤惣助丸君。

〔伊藤惣助丸君登壇〕

○伊藤惣助丸君 私は、公明党を代表いたしますし

て、ただいま趣旨説明のありました沖繩島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法案に關し、総理並びに關係大臣に若干の質問をいたします。

まず本法案の背景にある沖繩返還という根本問題について、考えてみなければなりません。

沖繩返還問題は、沖繩同胞百万の悲願であるとともに、日本国民にとつても最重要問題の一つであることは言うまでもありません。国連憲章にはすべての同権と自決の原則をうたい、特に第十五回国連総会では、「すべての人民は自決権を有し、この権利によつて自己の政治的地位を自由に決定し、自己の経済的、社会的及び文化的發展を自由に追求し得ること」を宣言しております。戦後の沖繩を語るべき、復歸運動を除いて沖繩の歴史はない、われわれは日本人であるから日本に歸るのは当然であるという沖繩住民の意思は、一九五一年、平和条約第三条の締結により沖繩が米国の統治下に置かれたときから、すでに復歸運動となつて始まつております。今日において、ますますその運動は熾烈になるばかりであります。このような沖繩住民の民族意識は、民族自決の原則からも容認されるべきであり、だれ人も無視することはできないのであります。

総理は、昨年の秋の佐藤・ジョンソン會談によつて、両三年以内に双方が満足し得る返還の時期について合意を見ることができたとしておりますが、これは総理の一方的な理解でありまして、

ジョンソン大統領が確約したものでないことは、日米共同声明でも明らかであり、沖繩は依然としてアメリカの極東戦略下に組み込まれているのであります。

今回のジョンソン提案と北ベトナムの応諾によつて、幸いにもベトナム和平への道が開かれつつあると同時に、アメリカのアジア政策の重大な変更を意味することは明らかであります。そこで、総理にお尋ねいたしますが、政府は、ベトナム和平が沖繩返還にどのような影響を及ぼすとの見解を發表しておりますが、この見解は確固たる根拠があつて言われたのか、それとも単なる希望的観測にすぎないのか、御説明願いたいと思ひます。

また、沖繩住民の反対と不安をよそに、今日もなお基地の整備、拡張が現実に進められております。これは、實質的には沖繩基地の軍事的機能の無制限な拡大を意図し、さらにはメーヌBにかわる最新の核ミサイル兵器を設置して、これで中共の核攻撃に對処しようとするものではないかとの動向もろろがわれるのであります。今回のベトナム和平によつて、逆に沖繩がアメリカの極東戦略の最前線として、一そう重要な役割を果したため、要請が強化されるような懸念はないかどうか、総理の考えを伺いたしたいと思います。

である沖繩は、当然かつ無条件に返還されるべきであるという確固たる信念と、今日もなお百万の同胞が異民族によつて統治される状態は、一刻も早く解消されるべきであるという確信に立つて交渉に当たらなければ、沖繩の返還の実現は期待できないのであります。

昨日、総理は、わが党の竹入委員長の質問に對して、相も交わらず、返還方式については白紙論を繰り返しております。核抜き返還のためには、総理も三つの条件を示しておりましたが、この三つの条件はいずれも満たされたと判断すべきではありませんが、総理は、この三つの条件についていかように考えられているか、伺いたい。この際、返還方式について明らかにすべきであると思ひますが、総理の具体的な構想を承りたいのであります。

また、総理は、去る二月二十六日の衆議院予算委員会におきまして、沖繩の復歸は、非核三原則などの前提をきめてかかると、非常に困難になると言つておりましたが、これは具体的に何を意味するのか、あわせて伺いたしたいと思います。

また、米軍による北爆の部分の停止、戦線の縮小及びベトナム平和への動向等によつて、極東の軍事的緊張は緩和されるわけでありませぬ。したがつて、当然に沖繩のB52は撤去されるべきであると考えられるのであります。撤去要請を行なう考

えがあるかどうか、総理の所信を伺いたい。わが国には施政権がないので、そのような要請はなし得ないという冷淡な態度を私ははつきりと非難い

昭和四十三年四月五日 衆議院會議録第二十一号

沖繩島復帰に際する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に關する暫定措置法案の趣旨説明に對する伊藤君の質疑

五六二

たします。もつと血の通つたあたたかい政治を強く要請するものであります。

私は、今回のジョンソン声明によるアジア政策の転換によつて、昨年の共同声明の兩三年の意味は大きく變化したと考へるものであります。いまや、われわれの努力によつて、沖繩は兩三年を待たずに返還できると確信するものであります。総理の所信を明確に伺いたいと思ひます。(拍手)

次に、この暫定措置法案についてであります。昨年十一月の佐藤・ジョンソン共同声明で、諮問委員会の設置に合意されたことをめぐつて、政府・与党は、あたかも画期的なできごとのように礼賛し、主席公選や国政参加はもとより、祖國復帰の法律的、政治的問題をもこの諮問委員会で討議されるのだと過大の期待を抱かせたのであります。

また、一方においては、政府は、今年一月十九日に日米交換公文が発表されるまでは、佐藤・ジョンソン会談の成果をことさらに強調したいあまり、この諮問委員会は、あたかも高等弁務官と同等で勧告できるのだとか、政治問題も勧告できるとかといった発言をしてきたのであります。ところが、実際に諮問委員会の任務に關する交換公文によれば、高等弁務官の権限内にある事項、すなわち、経済的及び社会的福祉に關して助言し、

勧告できることになってゐるのであります。早期祖國復帰を願ふ沖繩の人たちの期待に反し、このように当初の構想から大きく後退したことは、對米追隨の外交姿勢そのものであり、國民の期待を

裏切るものであるといわざるを得ません。この点について、佐藤総理の所見を伺いたのであります。

次に伺いたいのは、高等弁務官に對する委員会での合意される問題についてお伺ひいたします。すなわち、勧告は日米琉三委員の一致が必要であり、各代表はそれぞれ拒否権を持つことにならるのであります。アメリカの代表が米高等弁務官の意向に反するような内容の勧告に賛成したり、高等弁務官にとつて都合の悪い問題の討議に賛成することはとうてい考へられないのであります。すなわち、アメリカ側に都合のよいこと以外はいかなる助言も勧告もできないことにはなりませんか。このような拒否権を認めてゐる諮問委員会では一体どの程度の勧告ができるのか、はなはだ疑問であるといわざるを得ません。したがつて、われわれが期待してゐた実のある成果を期待することはとうてい不可能ではないかと考へるものであります。外務大臣の所信を明らかにしていただきたいと思います。

また、この諮問委員会の助言、勧告は、高等弁務官に對しては何ら拘束力を持たないものであります。かりに合意に達して勧告がされたとしても、高等弁務官はこれを履行する義務がないといふことになると、せっかく諮問委員会を設置した意義が認められなくなると思ふのであります。この点についての見解のほどをお尋ねいたします。

さらにまた、沖繩と本土の一体化が強く叫ばれ

ておりますが、布令第百十六号は軍労働法とさえいわれて、労働三法の適用を除外しております。軍政下とはいえ、労働者の基本権は、これによつて大きく制限されておるのであります。本土の駐留軍労働者はストライキ権を認められております。沖繩では、重要産業におけるストライキを禁止してゐるが、その範囲に電気、ガス、水道等の事業をはじめ、ミルク工業でさえもストライキ規制、禁止規定を受けております。このいわゆる弾圧立法といわれる布令第百十六号は、今年二月、國際自由労連より撤廃を決定されておりますが、沖繩と本土との一体化のためにも諮問委員会で審議検討して、廃止の勧告をすべきが妥當と思ふのであります。労働大臣の見解をお伺ひしたい。(拍手)あわせて、沖繩住民の自治と自主を制約してゐる高等弁務官の拒否権についてもお伺ひしたいと思ひます。

高等弁務官は、琉球政府の法案または法律を拒否し、琉球政府の公務員を罷免する権限を持つており、このことは沖繩の自治権拡大に障害となつております。この拒否権を撤廃し、立法院の立法権限を拡大し、民法に對する布告、布令の優先を撤廃し、もつて沖繩住民による自治権の拡大に政府は努力すべきだと思ふのであります。総理の所見を求めらるものであります。

次に、沖繩における産業の振興開発のための資金貸付けに關する特別措置法案に關連して質問いたします。

まず第一に、先日来日したインドネシアのスハルト大統領は、一億ドルをこす経済借款をわが國に申し込まれ、政府は、現在国会開會中で、インドネシアへの経済協力の問題も含めて検討してゐるので、その額については決定額を約束いたしかねるといふことで、スハルト大統領は、外交儀礼上異例ともいえる共同声明を取りやめて帰國したのであります。その際、木村官房長官は特に六千万ドル・プラス上積みになる談話を発表してありますが、一方、この特別措置法による沖繩に對する資金貸し付け額は、本年度予算については二十億円で、つまりインドネシア借款の二十分の一以下であります。この事実を知つたならば、沖繩の人たちは何と受け取るでございましょうか。外國に貸す金があつたら、われわれにもつと回してもらいたいというに相違ありません。今次太平洋戦争における最大の激戦地区となり、ばく大な被害をこうむつた沖繩の人たちに対し、政府はもつともつとあたたかい手を差し伸べるのが當然の義務ではないでしようか。(拍手)二、三千万ドル程度の貸し付け額を考慮できなかったものか、この点に關する総理の見解を求めたいのであります。

次に、この法案に基づく資金の貸し付け条件は、内地並みの年利六・五%を予定してゐるやに承つております。この点に關しましては、さらに寛大な優遇した貸し付け条件を考慮する政府の思ひやりのあるあたたかい親心がほしいと思ひますが、この点についての総理の見解をお聞かせ願

たします。

いたいと思うのであります。

以上をもって私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(佐藤榮作君) 伊藤君にお答えい

たします。○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 伊藤君にお答えい

たします。伊藤君が御指摘になりましたように、ベトナムに幸いにして和平がもたらされれば、それだけ極東の緊張は大きく緩和されることになりま

す。したがって、ただいま基地の整備等の問題について自由で使用し、また基地もつくって

第三の問題、しばしば申し述べましたように、沖縄の返還交渉にあたりまして、その基地をどの

非核三原則を沖縄に適用するかどうか、こうい

う問題につきましては、これまでの国会論議でしばしば申し上げたとおりでございますので、省略させていただきます。

次に、早期返還を実現することが最大の眼目であります。相手のある外交交渉に最初からこちらの態度をきめてかかることは、交渉を有利に導く

先ほど三木外務大臣がお答えしたとおりでありますので、省略させていただきます。

次に、ジョンソン大統領の和平提案及びこれに対する北側の柔軟な反応は、私どもの歓迎するところ

いろいろその他お尋ねがございましたが、その他の問題はそれぞれの大臣から答えていただきます。

最後に、この特別措置法による沖縄の援助額は

たいへん少額だ、インドネシアに対する経済援助は多額ではないか、こういうようなお話でございますが、特別措置法による沖縄援助はすでにき

見が一致しなかった、かように御了承いただきました。(拍手)

〔国務大臣(田中龍夫君) 伊藤君にお答えい

たします。○国務大臣(田中龍夫君) 伊藤君にお答えい

たします。さらに、最後に二十億の財投の問題でございますが、これは年度の申しますと、四十三年

たします。○議長(石井光次郎君) これにて質疑は終了いたしました。

ては、百五十三億の中のいわゆる長期融資とい

以上、お答えいたします。(拍手)

〔国務大臣(小川平二君) 伊藤君にお答えい

○議長(石井光次郎君) これにて質疑は終了いたしました。

日程第一 訴訟費用臨時措置法の一部を改正

○議長(石井光次郎君) 日程第一、訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案

昭和三十三年四月五日 官報(号外) 第三一七号

昭和四十三年三月二十一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律
訴訟費用臨時措置法(昭和十九年法律第二号)の
一部を次のように改正する。

第三条中「千円以内」を「千二百円以内」に、「七
百円以内」を「千円以内」に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

理由

訴訟費用臨時措置法の規定による証人等の日当の最高額を増加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。法務委員長永田亮一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔永田亮一君登壇〕

○永田亮一君 たいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における物価の状況その他諸般の事情を考慮し、民事及び刑事の訴訟における証人、鑑定人等の日当の最高額を増加しようとするものであり、その内容は、第一に、民事訴訟の当事者及び証人並びに刑事訴訟の証人の日当を千二百円以内とし、第二に、民事訴訟の鑑定人、通事、説明者並びに刑事訴訟の鑑定人、通訳人、翻訳人及び国選弁護人の日当を千円以内とし、第三に、この法律は、昭和四十三年四月一日から施行しようとするものであります。

本案は、三月二十一日当委員会に付託され、二十六日提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、四月四日質疑を終了したところ、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党共同提案にかかる本法案に対する修正案が提出されました。

その内容は、改正法の施行期日「四月一日」とあるを「公布の日から起算して七日を経過した日」に改めることとあります。次いで、討論もなく、直ちに採決した結果、全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。以上、御報告申し上げます。

〔参照〕

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

- 1 この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第二 石炭鉱業経理規制臨時措置法の廃止期限等を変更するための法律案(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第二、石炭鉱業経理規制臨時措置法の廃止期限等を変更するための法律案を議題といたします。

石炭鉱業経理規制臨時措置法の廃止期限等を変更するための法律案

国会に提出する。

昭和四十三年二月十二日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

石炭鉱業経理規制臨時措置法の廃止期限等を変更するための法律

次に掲げる法律の規定中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

- 一 石炭鉱業経理規制臨時措置法(昭和三十八年法律第四百十五号) 附則第二項
- 二 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号) 附則第五項

附則

この法律は、昭和四十三年三月三十一日から施行する。

理由

石炭鉱業の経理の適正化を図るための措置を講ずる必要性及び九州地方の産炭地域において生ずる石炭問題に関する対策の実施を推進する必要性がなお存続している事情にかんがみ、石炭鉱業経理規制臨時措置法の廃止期限及び臨時石炭対策本部の存置期限を昭和四十六年三月三十一日に変更する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長長森芳夫君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔長森芳夫君答覆〕

○長森芳夫君 ただいま議題となりました石炭鉱業經理規制臨時措置法の廃止期限等を変更するたの法律案につきまして、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

エネルギー革命の渦中にあるわが国石炭鉱業の安定につきましては、すでに昭和四十五年度を目標年度とする再建整備計画を中心として、各般の対策が講じられてまいっておりますことは御承知のとおりであります。

石炭鉱業經理規制臨時措置法の制定及び臨時石炭対策本部の設置は、石炭対策の一環として、昭和三十七年に実現を見たものでありまして、經理規制法は、石炭鉱業のうち特に指定を受けた企業について、經理の適正化と経営の合理化をはかることを目的としており、臨時石炭対策本部は、九州地方の産炭地域において生ずる諸般の石炭問題に関する対策を、迅速かつ適確に実施するための推進機関として福岡市に設置されたものであります。

本案は、石炭鉱業經理規制臨時措置法及び臨時

石炭対策本部が今後の石炭政策を遂行するため、なおその存続が必要とされておる事情にかんがみ、昭和四十二年度末をもって終了する經理規制法の廃止期限及び臨時石炭対策本部の存置期限を、合理化基本計画の目標年度に合わせ、昭和四十六年三月三十一日まで三年間延長しようとするものであります。

本案は、去る二月二十七日当委員会に付託され、三月六日椎名通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、自來慎重に審査を重ね、四月四日に至り質疑を終了しましたところ、本案の施行期日「昭和四十三年三月三十一日」を「公布の日」に改め、「臨時石炭対策本部は、この法律の施行の日」に新たに置かれるものとする。旨の四党共同提案になる修正案が提出され、採決の結果、全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

石炭鉱業經理規制臨時措置法の廃止期限等を変更するための法律案に対する修正案(委員会修正)

石炭鉱業經理規制臨時措置法の廃止期限等を変更するための法律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和四十三年三月三十一日」を「公布の日」に改め、附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 臨時石炭対策本部は、この法律の施行の日に新たに置かれるものとする。

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第三 沖縄におけるテレビジョン放送に必要な設備の日本放送協会による設置及び無償貸付けに関する法律案(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第三、沖縄におけるテレビジョン放送に必要な設備の日本放送協会による設置及び無償貸付けに関する法律案を議題といたします。

沖縄におけるテレビジョン放送に必要な設備の日本放送協会による設置及び無償貸付けに関する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十三年三月十八日 内閣總理大臣 佐藤 榮作

1 日本放送協会は、放送法(昭和二十五年法律第九号の二に規定する業務のほか、沖縄放送協会(沖縄の放送に関する立法によりあまねく沖縄全域において受信できるように放送を行なうことを目的として設立された法人をいう。)が行なうテレビジョン放送に必要な送信設備その他の設備を昭和四十三年度において沖縄島に設置し、これを沖縄放送協会に無償で貸し付けることができる。この場合においては、当該設備の設置及び貸付けを放送法第九号第一項及び第二項に規定する業務とみなして、同法の規定を適用する。

2 日本放送協会は、前項の規定による業務を行なおうとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。この場合における郵政大臣の認可については、放送法第四十八号第一項の規定を準用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和四十三年四月五日 衆議院會議録第二十一号 沖縄におけるテレビジョン放送に必要な設備の日本放送協会による設置及び無償貸付けに関する法律案 朗読を省略し 議長報告

理由

沖縄におけるテレビジョン放送の普及を援助するため、日本放送協会が沖縄島那覇地区にテレビジョン放送に必要な設備を設置し、これを沖縄放送協会に無償で貸し付けることができるのみならず、開くこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題等に関する特別委員長床次徳二君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔床次徳二君登壇〕

○床次徳二君 たいま議題となりました沖縄におけるテレビジョン放送に必要な設備の日本放送協会による設置及び無償貸付けに関する法律案について、沖縄及び北方問題等に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、沖縄におけるテレビジョン放送の普及を援助するため、日本放送協会が沖縄島那覇地区にテレビジョン放送に必要な設備を昭和四十三年度において設置し、これを沖縄放送協会に無償で貸し付けることができることとするものであります。

す。

かねて、琉球政府及び沖縄放送協会は、那覇地区に開設するテレビジョン放送局の設置について、日本政府及び日本放送協会に援助の要請を行なつてまいりました。この要請にこたえて、日本放送協会は、放送法が定める業務のほか、この援助を行なうことにより、沖縄の文化の向上、さらに、本土・沖縄の一体化の促進に寄与しようとするものであります。

なお、この法律案は、公布の日から施行することとしたしております。

本案は、去る三月十九日日本委員会に付託され、同月二十一日小林郵政大臣より提案理由の説明を聴取し、日本放送協会から参考人を招致する等、慎重に審査を進めてまいりましたが、それらの詳細につきましては会議録に議ることとしたします。かくて、四月二日質疑を終了し、四月四日採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと「呼ぶ者あり」〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

た。

○議長(石井光次郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時三分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 佐藤 榮作君
- 法務大臣 赤間 文三君
- 外務大臣 三木 武夫君
- 郵政大臣 小林 武治君
- 労働大臣 小川 平二君
- 國務大臣 田中 龍夫君

出席政府委員

- 内閣法制局第二部長 田中 康民君
- 通商産業政務次官 藤井 勝志君

○朗読を省略した議長の報告

(指名通知)

一、昨四日、本院は東北開発審議会委員に衆議院議員米内山義一郎君を指名した旨内閣に通知した。

(議決通知)

一、昨四日、本院は科学技術会議議員に兼重寛九郎君及び杉野目晴貞君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
一、昨四日、本院は社会保険審査委員会に川嶋三郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(常任委員辞任)

一、昨四日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

河本 敏夫君

網島 正興君

村上 勇君

岡田 春夫君

内海 英男君

佐藤 文生君

三ツ林弥太郎君

外務委員

河野 洋平君

藤波 孝生君

河本 敏夫君

村上 勇君

農林水産委員

赤路 友藏君

小淵 恵三君

瀬戸山三男君

横山 利秋君

岡田 春夫君

予算委員

勝澤 芳雄君

浅井 美幸君

中村 重光君

決算委員

柳田 秀一君

赤路 友藏君

瀬戸山三男君

中村 梅吉君

山手 満男君

上村千一郎君

河野 洋平君

広川シズエ君

横山 利秋君

伊藤惣助丸君

広沢 直樹君

広川シズエ君

渡辺 肇君

網島 正興君

山手 満男君

柳田 秀一君

加藤 六月君

中村 梅吉君

渡部 一郎君

懲罰委員

青木 正久君
黒田 寿男君
竹入 義勝君
山村新治郎君

中村 重光君
鈴木 康雄君
勝澤 芳雄君
赤路 友蔵君
柳田 秀一君

(常任委員補欠選任)

一、昨四日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員

佐藤 文生君
広川シズエ君
河野 洋平君
横山 利秋君
瀬戸山三男君
河本 敏夫君
山手 満男君

(特別委員辞任)

一、昨四日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

石炭対策特別委員
佐々木秀世君
沖繩及び北方問題等に関する特別委員
玉置 一徳君
(特別委員補欠選任)

外務委員

村上 勇君
山手 満男君
渡辺 肇君
河野 洋平君

網島 正興君
河本 敏夫君
広川シズエ君
藤波 孝生君

農林水産委員

柳田 秀一君

赤路 友蔵君

運輸委員

中村 梅吉君
加藤 六月君

瀬戸山三男君
小淵 恵三君

予算委員

岡田 春夫君
横山 利秋君

竹入 義勝君

決算委員

横山 利秋君

竹入 義勝君

昭和四十三年四月五日 衆議院会議録第二十一号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

所得税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
物品税法等の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律案
日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案
皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

ので、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。
三 本案施行に要する経費
昭和四十三年度裁判所関係予算に一億一千七百四十七万八千円を計上している。
右報告する。
昭和四十三年四月四日
法務委員長 水田 亮一
衆議院議長 石井光次郎殿
〔別紙〕
附 則
公布の日から起算して七日を経過した日
昭和四十三年四月一日から施行する。

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案
案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、最近における物価の状況その他諸般の事情を考慮し、民事訴訟及び刑事訴訟の証人等の日当の最高額を増加しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 民事訴訟の当事者及び証人並びに刑事訴訟の証人の日当を千二百円以内(現行 千円以内)とする。
2 民事訴訟の鑑定人、通事、説明者並びに刑事訴訟の鑑定人、通訳人、翻訳人及び国選弁護人の日当を千円以内(現行 七百円以内)とする。
3 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

二 議案の修正議決理由
民事・刑事の訴訟における証人、鑑定人等の日当を増額することは、最近の物価の状況その他諸般の事情にかんがみ、まことに時宜に適した措置であり、また、施行期日「四月一日」とあるを、公布の日から起算して七日を経過した日」に改めることは妥当な措置であると認められる

一、昨四日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
石炭対策特別委員
始関 伊平君
沖繩及び北方問題等に関する特別委員
吉田 崇造君
(議案付託)

一 議案の要旨及び目的
本案は、石炭企業の経理の適正化を図る措置の必要性及び九州地方の産炭地域に生ずる石炭問題に関する対策の実施を推進する必要性が、なお、存続している現状に対処して、石炭鉱業経理規制臨時措置法の廃止期限及び臨時石炭対策本部の存置期限を、合理化基本計画目標年度の改定に合わせて変更しようとするもので、その内容は次のとおりである。
1 石炭鉱業経理規制臨時措置法の廃止期限(昭和四十三年三月三十一日)を、昭和四十六年三月三十一日に改める。
2 通商産業省設置法附則の臨時石炭対策本部の存置期限(昭和四十三年三月三十一日)を、

一、昨四日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和四十三年四月五日 衆議院會議録第二十一号 議案に関する報告書

昭和四十六年三月三十一日に改める。
3 この法律は、昭和四十三年三月三十一日から施行する。

二 議案の修正議決理由

本案は、石炭鉱業合理化計画の円滑な推進を図るため、石炭企業の経理の適正化と経営の合理化及び、現地の実情に即した石炭対策を推進する措置として有効かつ適切なものと認め、本法の施行期日を公布の日とし、臨時石炭対策本部は、本法施行の日より新たに設置するよう、別紙のとおりこれを修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十三年度石炭対策特別会計予算に、事務処理費のうち臨時石炭対策本部費として、百五十六万九千円が計上されている。
右報告する。

昭和四十三年四月四日

石炭対策特別委員長 堂森 芳夫
衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附則

1 この法律は、^{公布の日}昭和四十三年三月三十一日から施行する。

2 臨時石炭対策本部は、この法律の施行の日新たに置かれるものとする。

沖繩におけるテレビジョン放送に必要な設備の日本放送協会による設置及び無償貸付に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、沖繩におけるテレビジョン放送の普及を援助するため、日本放送協会が沖繩島那覇地区にテレビジョン放送に必要な設備を設置し、これを沖繩放送協会に無償で貸し付けることができるみちを開き、もつて沖繩の文化の向上と本土・沖繩の一体化の促進に寄与することを目的としたもので、その内容は次のとおりである。

1 日本放送協会は、放送法に規定する業務のほか、沖繩放送協会が行なうテレビジョン放送に必要な設備を昭和四十三年度において沖繩島に設置し、これを沖繩放送協会に無償で貸し付けることができること。

2 日本放送協会は、前項の規定による業務を行なおうとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならないこと。

3 この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、沖繩側の要請にこたえて、日本放送協会が沖繩におけるテレビジョン放送に必要な援助の措置を講ずることができるみちを開くものであり、その趣旨はきわめて適切妥当なものと認め、よつてこれを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和四十三年四月四日

沖繩及び北方問題等
に関する特別委員長 床次 徳二
衆議院議長 石井光次郎殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
送料別
大蔵省印刷局

発行所
東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二四四二(大代)